

「大地震後の地震活動の見通しに関する情報のあり方」の公表にあたって
(地震調査委員長見解)

- 地震調査委員会は、地震学の知見を防災対策に有効に利用するため、大地震が発生した際の余震確率の評価手法について、平成 10 年に「余震の確率評価手法について」を取りまとめた。これに基づき、気象庁は余震の発生確率を発表していた。しかし、平成 28 年（2016 年）熊本地震においてこの手法が適用できない事象が発生した。これを受け、地震調査委員会は、余震確率の評価手法の改良のみならず、大地震後における地震活動の見通しや防災上の呼びかけ等の指針を検討し、「大地震後の地震活動の見通しに関する情報のあり方」を取りまとめた。
- 平成 10 年の報告書では、大地震が発生した場合には、それよりも小さい地震（余震）が発生することを前提としていた。しかし、最初の大地震による強い揺れと同程度の揺れとなるような規模の地震が発生した事例も少なからずある。そのため、本報告書において、従来からの大きな変更点として、最初の大地震と「同程度の地震」への注意を呼びかけることを基本とした。
- また、熊本地震のように、震源の周辺に活断層等がある場合には、地震調査委員会の長期評価結果等に基づいて注意を呼びかけることとした。
- 大地震の発生から一週間程度が経過した後は、これらに加え、地震の発生傾向が定まることから、余震確率の評価手法に基づく数値的な見通しを付加する。その際、地震発生の可能性として「平常時の△倍」「大地震発生直後の 1/○」などの表現を用いることとした。
- 本報告書は、地震学的な観点による技術的検討に加え、得られた地震活動の見通しを災害時に住民の皆様などへ正しく伝えるため、どのような内容や表現とするかといった社会科学的な観点での検討も踏まえたものとなっている。大地震後の地震活動の見通しに関する情報発表を行う気象庁におかれては、本報告書に基づき、適切に情報発表を行っていただきたい。
- また、地方自治体や国民の皆様には、大地震発生後にどのようなリスクがあるか、どのような情報がどのような理由で発表されるかを事前に把握していただくことにより、日頃からの地震への備えを進めていただくとともに、救助活動や避難等の災害時の対応にも効果的に活用していただきたい。
- 地震調査委員会としては、地震活動の見通しに関する情報と発信方法の改善など、地震調査研究の成果に基づく地震防災・減災対策に資する情報発信の改善に引き続き努めていく。